

三鷹市告示第 484 号

地方税法第20条の2及び三鷹市市税条例第11条の規定により、下記書類が送達不能のため、次のとおり公示する。

なお、この書類は、地方税法第20条の2第2項の規定により市長が保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和 8 年 8 月 28 日

三鷹市長 河村 孝

記

1 送達を受けるべき者の氏名（名称）

別紙のとおり

2 送達する書類及び通数

令和 8 年 8 月 26 日付け 8 三市納第 282 号による

3 送達不能の理由

転居先不明等

4 注 意

地方税法第20条の2第3項の規定により公示をした日から起算して、7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。